事務連絡

平成２８年１１月２日

各対象事業所の長　様

京都府健康福祉部介護・地域福祉課

　京都府健康福祉部健康対策課

新型インフルエンザ等対策に係る特定接種の事業書登録について（依頼）

　平素は、京都府の健康福祉行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ特別措置法（平成24年法律第31号）第28条に基づき、政府対策本部長の指示により、医療又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員に対して臨時に予防接種（以下「特定接種」という。）が行われ、貴事業所におかれましては、同法で規定する「国民生活・国民経済安定分野」の事業所に該当することから、特定接種の登録申請を行うことができます。

　この度、平成28年９月26日付け厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策室事務連絡により、本年10月14日から来年１月５日までの間、登録申請の受付が可能となりましたのでお知らせします。

　つきましては、登録はあくまで事業所の任意によるものですが、貴事業所におかれましても、特定接種の趣旨を御理解いただき、新型インフルエンザ等発生時にあっても府民が安心して貴事業所を利用できるよう、登録に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

　なお、登録申請に当たっては、厚生労働省の特定接種管理システムを利用いただくこととなりますが、申請手続に係る留意事項や関連資料等は下記のとおりですので、御参考としていただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 登録の対象となる事業所（リンク３、７及び８）

今回登録を開始するのは、サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所です。

具体的な対象サービスは以下の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | システム入力上の分類  （事業の種類の細目①） |
| 介護老人福祉施設 | 介護保険施設 |
| 介護老人保健施設 |
| 訪問介護 | 指定居宅サービス事業 |
| 訪問入浴介護 |
| 特定施設入居者生活介護 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 指定地域密着型サービス事業 |
| 夜間対応型訪問介護 |
| 認知症対応型共同生活介護 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 居宅介護 | 障害福祉サービス事業 |
| 重度訪問介護 |
| 同行援護 |
| 行動援護 |
| 共同生活援助 |
| 施設入所支援 | 障害者支援施設 |

1. 登録の際の留意事項（リンク２）
2. 登録申請事業者は、業務継続計画を作成していることが要件となります（リンク４）。
3. 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時において、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課されています。
4. 実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されます。そのため、厚生労働大臣の登録を受けた場合においても、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではありませんので、ご承知おきください。
5. 現在要介護３以上の利用者がいない事業所であっても、新型インフルエンザ等が発生した時点で要介護３以上の利用者がいることが想定される事業所は対象となります。
6. 接種の対象者（リンク３）

接種の対象となり得るのは、次の業務に従事している方です。事業所ごとの接種対象者数として、対象業務の従業者数を登録申請書にて申請ください。

介護職員、保健師、看護師、准看護師若しくは理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務

1. 登録方法（リンク５及び６）

特定接種の登録を希望する事業者は、特定接種管理システム上で登録申請書に必要事項の入力をしてください。

＜特定接種管理システム＞

<https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp>

＜登録スケジュール＞

○申請受付開始　平成２８年１０月１４日（金）

○申請受付締切　平成２９年　１月　５日（木）

○特定接種の概要についてはこちらからご確認いただけます。

リンク１【新型インフルエンザ等対策・特定接種について】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000111877.pdf>

○特定接種への登録についてはこちらからご確認いただけます。

リンク２【特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108806.pdf>

リンク３【特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録対象に関する基準】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108807.pdf>

リンク４【新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン・業務継続計画作成例】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

○特定接種への登録方法についてはこちらからご確認いただけます。

リンク５【特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108828.pdf>

リンク６【特定接種管理システム申請者用操作マニュアル】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000121166.pdf>

○よくある問い合わせについてはこちらからご確認いただけます。

リンク７【特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Ｑ＆Ａ】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108814.pdf>

リンク８【特定接種（社会保険・社会福祉・介護事業分野【介護】）の登録申請Ｑ＆Ａ】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000127154.pdf>

※関連資料は次の厚労省ホームページ内でもご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

※ システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク （特定接種管理システム業者：スリーハンズ株式会社）までお願いします。

TEL ０３－５５１０－３３１８